



衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

解散による衆議院議員総選挙は、1月27日(火)に公示され、投票日は、2月8日(日)です。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。

あなたの意見を国政に反映させるための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票しましょう。

投票できる人

投票のできる人は、平成20年2月9日(含む)までに生まれた人で、令和7年10月26日以前から引き続き本町の住民基本台帳に登録されている人です。

また、令和7年10月27日以降に他の市町村から住所変更された人は、前住所地で投票することになります。

ただし、前住所地で選挙人名簿に登録されていることが必要です。

投票の方法

投票用紙は、小選挙区選挙、比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3枚です。誤って記入した場合は、無効となる場合がありますのでご注意ください。

▼小選挙区選挙の投票用紙(あざ色) II 候補者名を記入

▼比例代表選挙の投票用紙(ピンク色) II 政党、その他の政治団体の名称を記入(候補者名を書くとは無効になります)

▼最高裁判所裁判官国民審査の

投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者と地理的な要因などによって決められており、町内14箇所に設置します(2、3ページ参照)。

また、投票所入場券を郵送していただきます。投票日当日、あるいは期日前投票時に「持参ください」。

なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。

投票日までに投票所入場券がお手元に届かないときは、お問い合わせください。

選挙公報・審査公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報や、最高裁判所裁判官の関与した主な裁判などを掲載した審査公報は、公示日以降に

開票

開票は、投票日当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内および町ホームページで発表します。

なお、会場の都合上、入場を制限することがありますのでご了承ください。

代理投票と点字投票

身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名が記入できない人には、選挙期日における投票所および期日前投票所において、係員が代筆する「代理投票」制度があります。また、「点字投票」制度もありますので、係員に申し出てください。

贈らない・求めない・受け取らない

【3ない運動で明るい選挙を】

公職選挙法では、政治家や候補者または候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。また、有権者もこれらの「寄附」を求めたり、受け取ったりしてはいけません。きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。ルール違反がないか有権者がしっかり見守り、明るい選挙を実現しましょう。



1月27日に公示・2月8日に投票

期日前投票は1月28日より開始！！ ※国民審査は2月1日より開始

投票日当日に、投票に行くことができない人は、あらかじめ期日前投票を済ませておきましょう。

期日前投票所は、下記の3箇所に開設し、町内にお住まいの方なら、どこでも投票できます。

期日前投票所は開設期間および時間が異なりますので、下記の期日前投票所開設一覧表を参考に投票してください。

期日前投票の期間に18歳になる人

18歳の誕生日前に期日前投票所で投票される場合は不在者投票となり、投票箱に投票用紙を直接入れることができません。投票方法を個別にご案内しますので、期日前投票所の受付にて18歳の誕生日前であることを申し出てください。

投票には「投票所入場券」をお持ちください！

期日前投票には、入場券裏面の宣誓書を事前記入してお持ちいただくとスムーズに投票できます(投票日当日に投票する人は記入不要です)。

右の太枠のところを書いてきてね！
印鑑はいらないよ！



期日前投票所を利用される方は以下の太枠の部分を記入して、期日前投票所の受付にお渡しください。
(投票日の当日に投票所へ投票する方は、記入する必要はありません。)

期日前投票宣誓書

私は、表記に記載の選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ・ 交通至難の島等に居住・滞在
- ・ 住所移動のため、猪名川町外に居住
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

氏(フリガナ) 姓 名 年 月 日

生 年 月 日

住所 町 丁目 番 号

投票人名簿に記す

投票所入場券(裏面)

猪名川町選挙管理委員会

期日前投票所開設一覧表

○期日前投票はこの3箇所でできます

期 日 前 投 票 所	開 設 期 間
役場本庁舎 1 階会議室	1月28日(水)～2月7日(土)※
日生住民センター会議室	2月4日(水)～2月7日(土)
イオンモール猪名川3階フードコート前	2月1日(日)～2月7日(土)

※国民審査は1月28日(水)～31日(土)の期間、期日前投票はできません。

開設時間：午前8時30分～午後8時	開設時間：午前9時～午後8時
役場本庁舎 1 階会議室	イオンモール猪名川 3 階 フードコート前

問合せ 町選挙管理委員会事務局(総務防災課内) ☎ 766-8708

※選挙特集号は、12,700部作成し、一部当たりの単価は約6.5円です。

当日のあなたの投票所はこちらです

第1投票所
学校法人大前学園 猪名川甲英
英高等学院体育館

◆民田・上阿古谷・下阿古谷

第2投票所
紫合公会堂

◆北田原・南田原・北野・紫合・荘苑

第3投票所
猪名川小学校会議室
(1階)

◆柏梨田・上野・若葉

第4投票所
広根公会堂

◆広根・銀山・猪淵

第5投票所
槻並自治会館

◆槻並

第6投票所
楊津小学校
会議室(2階)

◆万善・木津・木間生

第7投票所
六瀬総合センター
多目的室A

◆朽原・林田・笹尾・清水(字平田、馬場、長田の区域を除く)

第8投票所
大島小学校総合学習室
(新校舎1階)

◆清水(字平田、馬場、長田の区域)・清水東・仁頂寺・島・鎌倉・西畑・杉生・旭ヶ丘

第9投票所
柏原公民館集会室

◆柏原

第10投票所
猪名川台自治会館

◆差組・肝川・猪名川台

第11投票所
松尾台集会所

◆原・松尾台

第12投票所
伏見台集会所

◆内馬場・伏見台

第13投票所
文化体育館小ホール

◆白金

第14投票所
つつじが丘自治会館

◆つつじが丘

選挙当日、
一人一人の投票所は
決まっているんだね！
投票しに行く時は、
確認しなきゃ！

※まちなびまっぷいながわで、
投票所の確認ができます。



不在者投票制度について

遠隔地での不在者投票(名簿登録地の市区町村以外の市区町村で投票)や指定施設(病院、老人ホームなど)、郵便等投票における不在者投票は次のとおり行われます。

●遠隔地での不在者投票
仕事先、旅行先などの滞在地の市区町村選挙管理委員会に不在者投票をすることができます。この場合は、投票用紙等の請求や交付を郵便によって行うなど日数のかかる手続きがありますので、お早めに町選挙管理委員会へ問い合わせてください。投票用紙等の請求書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

●病院などでの不在者投票
都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどに入所されている人についても不在者投票制度がありますので、病院などにお問い合わせください。

●郵便等による不在者投票
この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで身体に重度の障害がある人や、介護保険法による要介護者の人で、定められた要件に該当する人が、居住の場所で郵便等による不在者投票をすることができます。

すでに郵便等投票証明書の交付を受けている人には、選挙管理委員会から投票用紙等請求書を郵送しますので、到着しだい投票用紙の請求をしてください(2月5日以降の請求は法律によりできません)。

■郵便等による不在者投票のできる人
介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、右ページ表に当てはまり、自筆による投票が可能なのは郵便等による不在者投票をすることができます。

■代理記載制度
自筆での投票ができない人は、代理人による記載ができます。

下表の障害などに当てはまることに加えて身体障害者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」または戦傷病者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」と記載されている人は、事前に届け出を行った代理人の記載により投票することができます。

障害・要介護を証明するもの およびその部位		障害・要介護 の程度
介護保険の被保険者証		要介護5
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症

■郵便等による不在者投票を利用するためには
郵便等による不在者投票制度をご利用いただくには、あらかじめ郵便等投票証明書の発行を受ける必要があります。申請書に必要事項を記入し、障害または要介護の程度を証明するものとあわせて、町選挙管理委員会に提出してください。

また、代理記載の方法による投票を行うには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載人の届出が必要です。これらの制度を希望される人は、早めに手続きをしてください。

「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」をご利用ください

各投票所に「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」を設置し、支援が必要な方に投票しやすい環境となるように努めていますので、ご利用ください。